

「山形県眺海の森」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県眺海の森」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

- 1 **施設名** 山形県眺海の森
- 2 **募集期間** 令和7年6月 10 日から令和7年7月 15 日まで
- 3 **申請団体数** 1 団体
- 4 **指定管理者として指定した団体**
団体名:一般社団法人 庄内森林保全協会
住 所:酒田市土渕字甚治郎向 20 番地1

5 **審査の方法**

選定基準に基づき、山形県農林水産部指定管理者審査委員会(弁護士、公認会計士、大学准教授の外部有識者を含む計6名で構成)において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

(1) **審査の手順**

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局から各申請概要の説明
- ・ 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果に基づく総合的な審議・評価

(2) **評価の方法**

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	確認書類	配点等	
1 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	・県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・申請者の経営モラルは適切か。	事業計画書 (運営方針)	満たしていなければ「失格」	
	収支計画の適確性及び実現の可能性	・申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。 ・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。 ・業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含むサービス提供 ・管理運営状況に係る検証等結果【検証シート】		
	施設の維持管理の適確性	・当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・県が求める維持管理の基準に合致しているか。	事業計画書		
	労働法令の遵守	・労働関係法令は遵守しているか。 ・最低賃金は遵守しているか。	労働法令違反状況、最低賃金の遵守状況等		
2 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	・高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。 ・事業内容に偏りがいないか。	事業計画書 (運営方針、事業内容)	5	5
3 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性	・効率的な維持管理を図ること等により、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む	10	58
	サービス向上を図るための具体的手法	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。 ・施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 ・自主事業の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む	30	
	施設の維持管理の内容の妥当性	・維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み（防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策）は十分か。	事業計画書 ※維持管理の内容（回数、箇所等）	7	
	利用者の増加を図るための具体的手法	・利用拡大の取組内容は十分か。 ・広報計画の内容は適切か。 ・具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。	事業計画書	6	
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等の実施に向けた取組みは十分か。 ・地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	事業計画書	5	
4 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	・職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。	事業計画書 (組織図) (実施体制) (雇用計画) (研修計画) 資格証明書	9	18

能力を有すること		・共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	共同企業体協定書		9
	財務状況及び経営基盤	・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	会社概要、定款、登記事項証明書、財務諸表		
5 その他	利用者要望への対応	・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	事業計画書（相談体制）	5	19
	緊急時の対応	・防災対策、緊急時及び事故発生時の対策（未然防止対策を含む）の対策は妥当か。	事業計画書（リスク管理）（緊急時体制）	4	
	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組み	・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組みは妥当か。	事業計画書 会社概要等	4	
	地域経済への貢献	・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	事業計画書	3	
	県の施策への協力	・県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。	会社概要等	3	
	計			100	

（別表）県の施策への協力で評価する各種施策

- ①エコアクション21取得
- ②障がい者雇用
- ③子育て支援
- ④やまがたスマイル企業認定制度
- ⑤建設雇用改善優良事業所表彰
- ⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等）
- ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
- ⑧女性の活躍推進
- ⑨協力雇用主としての活動
- ⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む。）
- ⑪当該施設におけるキャッシュレス決済への対応
- ⑫その他必要と認める施策

7 選定理由

山形県農林水産部指定管理者審査委員会における審査結果は下記のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「一般社団法人 庄内森林保全協会」を指定管理者の候補者として選定した。

- 選定基準1について
 - ・県が示す施設管理運営の基本方針に合致し、当該施設の設置目的を踏まえた運営方針が提案されていた。
 - ・県が示す指定管理料の上限額の範囲内であった。
- 選定基準2について
 - ・平等利用に配慮した取組みが図られていると評価された。

- 選定基準3について
 - ・これまでの管理実績や安全管理の実施状況から、施設の維持管理の内容の妥当性が概ね高い評価を得た。
 - ・地域との連携に関する取組みを踏まえ管理運営に有益な地域における活動(地域貢献)について高い評価を得た。
- 選定基準4について
 - ・安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制について、適正であると評価された。
 - ・財務状況及び経営基盤は概ね問題ないと評価された。
- 選定基準5について
 - ・利用者要望への対応や緊急時の対応が適切に提案されていると評価された。

以上、総合的に審査及び評価した結果、一般社団法人 庄内森林保全協会を指定管理者の候補者とすることが適当であると認められた。

区分	一般社団法人庄内森林保全協会	備考
選定基準1	○	全審査員、全項目で問題なし
選定基準2	3.8	
選定基準3	44.3	
選定基準4	13.5	
選定基準5	14.5	
合 計	76.1	点数は各審査員の平均値

8 指定期間

令和8年4月1日から令和 13 年3月 31 日まで

9 指定

令和7年9月県議会の議決を経て、令和7年 10 月 17 日に指定管理者として指定した。